

【論 説】

古代ローマにおける「市民」と「市民権」

的射場 敬 一

目 次

はじめに

- 1 ローマ建国と市民
 - 1.1 クリアと市民
 - 1.2 セルウィウス王の改革—市民団の再編とケントゥリア制—
 - 2 共和政ローマと市民
 - 2.1 身分闘争
 - 2.2 市民権概念の成立と市民権付与政策
- 結びに代えて

はじめに

ローマにおいて、「市民」をキヴィス（*civis*）といい、「国家」をキヴィタス（*civitas*）といった。国家は市民共同体であったがゆえに、「市民権」のこともキヴィタスといい、「ローマ市民権」をキヴィタス・ローマーナ（*civitas Romana*）⁽¹⁾といったのである。ローマは伝説の王ロムルスによる建国の時から、都市であった。ロムルスはローマを建国するのに都市城壁の建設から始めているからである。ローマ人は、ロムルスによって作られた都市という、城壁によって囲われた空間に「集住」することで市民団を構成し、その市民団の一員として都市城壁の建設補修などの賦役だけでなく、武装自弁で軍役に付き、そして、民会に出席したのである。市民とは身分的に平等で自由であるというだけでなく、賦役や軍役などの義務を負いつつ、政治的主体でもあるような、そういう存在であった。

しかしながら、ローマ市民のほとんどは、共和政の末期に入ってまで独立自

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)

営農民であり、平均的な耕地面積はそれほど大きいものではなく、2,3ヘクタールかせいぜい7,8ヘクタールであった⁽²⁾。農家は、たとえば鉄製品や場合によっては陶器類などの特殊な品物、そして、いくつかの種類の原料以外は自給自足でまかなっていた。古い時代のローマでは、市民間の貧富の差も後の時代ほどには大きくはなく、平均的なローマ人は、家族や少数の奴隷とともに、みずからも額に汗して自分の土地を耕し、戦争がおこると自前で武装して出征した。このような自営農民としての市民の姿が、ずっと後になっても、ローマ人にとっての理想的人間像として考えられたのである⁽³⁾。

ここまでの範囲で言えば、ギリシアポリスの市民とローマ市民の間には、ほとんど相違がない。ギリシアとローマの決定的な違いは、市民団・市民権の性質にあった。ギリシアのポリスは、慢性的な戦争状態にあったが、それは国境をめぐる争いであり、他の都市を占領し領地を拡大するようなことはなく、そのことは市民団・市民権の閉鎖性に特徴的に現れていた。これに対してローマは、都市国家から出発しながらも世界帝国になるまで拡大し続けたことからわかるように、市民団も市民権もギリシアとは違い、開放的であった。

リウィウスは、ローマ人の祖先をトロイ戦争で負けて安住の地を求めて流浪していたアエネアスに求めている。アエネアスは、なぜラウレンス人の地に上陸したのかと尋ねられて「衆勢はトロイア人、指揮官はアンキセスとウェヌスとの間に生まれたアエネアス、祖国を焼かれ、故郷を追われて放浪し、定住後、都市建設の地を求めている」(Liv. 1.1.8)⁽⁴⁾と答えている。都市ローマを作ったロムルスも、近隣部族の民衆が逃れて来るための「避難所(アシムール)」を開いている。そこには「自由民も奴隷も区別なく、近隣部族から人々が群れとなって集まってきた。彼らは新しい生活にあこがれて国を捨ててきたのである。」(Liv. 1.8.6)⁽⁵⁾

バーナード・クリックによれば、実際にローマ人たちは、ローマ建国についてのこのような伝承を信じていると公言して憚らなかつたという。「彼らの都市は一人の英雄、誰であろうトロイアを逃れたアエネアスによって建設された。だが、その後継者たちが多くの追隨者を集めることができたのは、ローマ市を

法律による保護を剥奪された者や亡命者たちの避難所にすることによってである、と。』⁽⁶⁾

開放的な市民団、そして、市民権となったローマの歴史において、そのことに与って力があつたのは、まず何よりも六代目の王セルウィウス・トゥリウスによる改革であり、そして、共和政とともに始まった身分闘争である。「市民」と「市民権」を軸に、ローマとローマ市民団はなぜ拡大することができたのか、その歴史とメカニズムのいったんなりとも明らかにすることが、この小論の目的である。

1 ローマ建国と市民

1.1 クリアと市民

伝承によればローマは、紀元前 753 年、伝説の王ロムルスによって建国された。それは奇しくもギリシア世界において都市国家ポリスが形成されたのと同様に同じくする。そのロムルスは王ではあつたが、建国したのは王国ではなく市民共同体としての都市国家であつた。そのことは、その最初の事業が、宮殿の建設ではなく都市城壁の建設であり市民団の構成であつたことからもうかがい知れる。

リウィウスによれば、「ロムルスはまず自分が育つたパラティウムを城壁で取り囲」(Liv. 1.7.3)⁽⁷⁾み、そして、「まわりの土地を次から次へと城壁で囲い込みながら拡大を続けた。」(Liv. 1.8.4)⁽⁸⁾ロムルスは、都市ローマに集めた民衆を「30のクリア curiae に分け」(Liv. 1.13.6)⁽⁹⁾た。クリア (curia) は市民団の最小単位であり、10のクリアが集まって一つの部族(トリブス)を構成した。プルタルコスによれば、ロムルスは、「3部族を設けて、一つはロムルスに因んでラムネンセス、一つはタティウスに因んでタティエンセス、一つはルケレンセスと名づけた。」⁽¹⁰⁾。このように一国の市民団がクリアや部族(トリブス)などの下部単位に分けられ、それに基づいて国家が編成されるというのは、古代ギリシアやローマにおいて等しく行われていたことなのである⁽¹¹⁾。モムゼ

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)

ンによればローマの建国は、「アッティカでアテナイが生まれた集住（シュノイキスモス）のごときもの」⁽¹²⁾である。つまり、伝説の王ロムルスは、ギリシアポリスの形成と同じように散在していた民衆を一か所に「集住」させることで市民団を形成し、その市民団の居住地としての都市の建設を行ったのである。そのことを象徴するものとして、都市城壁の建設があった。

市民団の最小単位としてのクリアの原義は、「保護・世話・後見」⁽¹³⁾である。クリアは、特別な世話役としてのクリア長（curio）のもとにあり、クリア成員の、つまりローマ市民の「遺言および養子縁組を監督」していた。それは、市民に、「防衛共同体への加入をゆるしそれとともに土地所有を許」⁽¹⁴⁾すことであった。ローマ形成期のこの段階では、ローマの人びとは、「氏族-家族のいずれかに生をうけて初めて当該クリアへの所属を認められた」のであり、クリアに所属することによって、ローマの市民団の成員権としての市民権を得ていたのである。つまり、「トリプス-クリア制による市民団の編成は、基本的には『血縁的』原理」⁽¹⁵⁾によっていたのである。

それぞれのクリアはクリアの祭司（flamen curialis）を持ち、共同の祭祀を行っていた。クリアが部族（トリプス）の下位組織であったことから、ギリシアポリスにおける部族（ヒューレー）の下位組織であったフラトリア（兄弟団）と同一視されることもある。しかし、ウェーバーによれば、ギリシアのフラトリアとはその性格を異にするという。というのはフラトリア（兄弟団）とは違い、クリアは「法的な行為能力」⁽¹⁶⁾は持っておらず、それゆえ「団体的な性格」を持っていなかったからである。そういう意味ではクリアは、「祭祀的ならびに行政上の単位」⁽¹⁷⁾にすぎなかった。戦士の招集もクリアごとに行われ、各クリアから歩兵百人（「百人隊」、ケントゥリア centuria）を出し、貴族の騎兵十名（「十人隊」、デクーリア decuria）を出した。つまり、クリアは軍事的単位としても機能していた⁽¹⁸⁾。

プルタルコスによれば、「ローマ市が建設されると、まず第一に、ロムルスは丁年に達した大衆を軍団に分けた。各軍団は歩兵三千と騎兵三百からなっていた」⁽¹⁹⁾というように、その軍事力の担い手は市民であった。現代の戦史研究

者のゴールドワシーも「ローマの軍団の起源は市民軍」⁽²⁰⁾としており、ギリシアでそうであったように、ローマにおいても貴族だけでなく、武装を自弁する財力を有した独立自営農民が軍事力の担い手であった。市民は、国家財政の担い手であるのは当然として、最も重要な市民の仕事は軍務であった。というのは市民団しか武器を担う権利と義務を持っていなかったからである。市民は同時に「戦士団」⁽²¹⁾であった。ロムルスは、ローマ建国の当初から近隣部族の民衆が逃れて来るための「避難所（アシムール）」(Liv. 1.8.5)を作った。そこには「自由民も奴隷も区別なく、近隣部族から人々が群れとなって集まって」(Liv. 18.6)⁽²²⁾来れるようにしたのである。武装自弁の市民軍の伝統のもとにあるローマにとって「力の源泉」はまさに民衆であり、ローマが拡大し続けるには、市民の増大は不可避であったのだ。ローマの市民権がギリシアとの対比で言えば開放的であったことの理由の一端はここにある。

初期の民会と元老院について簡単に触れておこう。

「ロムルスは民衆を集めて会議を開き、法体系を整備した」(Liv. 1.8.1)⁽²³⁾とリウィウスが述べているように、30のクリアが集まって「クリア民会と称される集会」⁽²⁴⁾が形成された。この民会の主な権限の一つは、市民が王に対して最高権限を与えることであった。ローマ市民は王に軍事権を委ねたが、王を含む貴族などの有力者は、「神の恩恵にもとづく貴族」だと主張できるようなものではなかった⁽²⁵⁾。彼らはその他の自由民とかけはなれた富者でもなく、また身分的に隔絶していた訳でもなかった。しかしながら、ギリシアポリスとは違い、民会においては王以外はだれも集会では発言せず、市民団の発言は王の問いに対する簡単な返答にすぎなかった。討議もなければ理由づけもなく、条件はつけられず質問の区分けもなかった⁽²⁶⁾。戦争または平和に関する決議案を王が提案し、クリア民会がそれを承認したのだが、それは、「同意の印に武器をぶつけあう」⁽²⁷⁾ことによって承認したにすぎなかったのである。

ロムルスはこのようなローマ市民の「力に思慮を与え」るために、「100人の元老院議員を選出した」(Liv. 1.8.7)⁽²⁸⁾のである。プルタルコスは、「最も優れたもの百人を相談役に指名し、その人びとをパトリキウスと、その集まりを

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)
セナトゥス(元老院)と称した)⁽²⁹⁾と述べている。王権は弱く、元老院によって補佐されていたのである。

1.2 セルウィウス王の改革—市民団の再編とケントゥリア制—

ロムルス以来の3部族(トリブス)—30クリアからなる市民団の編成を大きく変更したのは、伝承によればローマ六代目の王セルウィウス・トゥッリウスである⁽³⁰⁾。セルウィウスは、「人の居住する丘や街区を四つに分け、それらを地区(トリブス)と呼んだ」(Liv. 43.13)⁽³¹⁾。すでに述べたように、氏族に基礎をおいたローマ建国の王ロムルスによる「トリブス—クリア制による市民団の編成は、基本的には『血縁的』原理⁽³²⁾であった。これに対して、六代目の王とされるセルウィウス・トゥッリウス王による新市民団の編成は、「居住地に依拠し」⁽³³⁾たものであり、「『地縁的』原理による構成」⁽³⁴⁾をとっていた。

ロムルスがローマ建設にあたって「アジュール」(避難所)を設けたことに象徴されるように、ローマは外に向かって開かれていた。しかし他方で、ロムルスの事蹟とされるトリブス—クリア制による市民団の編成が血縁的原理に基づいている以上、ローマ領に住みながらもクリア組織から排除されていた自由民がたくさんいたことは当然のことであろう。流入する外国人がクリア成員になることは原理的に不可能だったからである。砂田徹氏によれば、市民権をもたない自由人は、(i) 土地を失いクリア籍を離れた人々、(ii) 有力者の庇護民となった敗戦共同体の住民 (iii) 主にエトルリア人からなる新来の商工業者などからなっていた⁽³⁵⁾。セルウィウス王の地縁的原理に基づくトリブス制による市民団の再編成は、これらの自由民を市民団のなかに繰り入れるための方策だったのである。セルウィウス王にこのことを促したのは、何よりも軍事的な要請であった⁽³⁶⁾。近隣の山地諸民族(ウォルスキ人やサムニウム人など)のローマへの進出は、ローマに「集団的訓練を受けた歩兵戦闘の遂行」⁽³⁷⁾を余儀なくさせた。騎士による個人戦から重装歩兵の集団戦へと戦いの形式を移行させたので、武装自弁の市民兵の数が必要だったのである。クリアの外にいる自由民を市民団に編入することは、ローマにとっては切実な要請であった。ローマは自

己保存のために、ギリシア伝来の重装歩兵の密集方陣の戦術を採用し⁽³⁸⁾、「すべての市民の経済的武装能力を利用しつくす」⁽³⁹⁾決断をしたのである。

市民団の新たな編成のためにセルウィウス王は「戸口調査」(ケーンسس)を行った。王は市民を居住地のトリブス(区)に属することによって市民資格を獲得できるようにした。戸口調査では土地所有の面積と、奴隷や貴金属所有などによる評価が申告されたが、この時土地を申告できた者が、正式のトリブス員(tribules)となることができ、武装出陣義務・投票権・納税義務を含む完全市民(アッシュドゥイ asidui)であり、これに対して土地をもたず武装自弁のできないものはプロレタリアリ(proletarii)とよばれていた⁽⁴⁰⁾。トリブス員としての完全市民になることができたのは土地所有者のみであり、軍役の代わりに貨幣租税を支払う有産の非土地所有者、つまり、土地以外の財産をもつ者(商人、職人)などはアイラリイ(aerarii)とよばれ、武装義務と投票権を欠いた不完全市民であった⁽⁴¹⁾。

セルウィウス王は「戸口調査に基づき、階級(クラッシス)と百人隊(ケントゥリア)を定め、その序列を確定した」(Liv. 42.5)⁽⁴²⁾のだが、その詳細は以下のようなものである。

「資産評価が10万アス以上になった者から、80の百人隊を作った。内訳は、老年組、青壮年組それぞれ40であった。彼らは全体として第一階級と呼ばれた。老年組はローマの守備のため市内にとどまり、青壮年組は国外での戦いに従事することとなった。彼らに要求される武具は、兜、丸盾(クリペウム)、脛当て、胴鎧で、すべて青銅製であった。以上は体を守る武具である。攻撃用の武器としては、突き槍と剣が求められた。この階級には工兵の百人隊が二つ加えられた。彼らは武具を持たずに従軍し、戦場で攻城機を動かす任務が与えられた。第二階級は10万アスから7万5000アスまでの資産評価の者たちである。老年組、青壮年組あわせて20の百人隊が登録された。要求される武具は、丸盾のかわりに大盾(スクートゥム)でよいこと、そして胴鎧が求められないことを除けば、第一階級と同様であった。第三階級は5万アスの資産評価の者たちとした。第二階級と同じ数の百人隊が登録され、年齢別編成も同じであった。武具については脛当てが免除されたほかは違いがなかった。第四階級は2万5000アスの資産評価の者たちであった。百人隊の数は同数であったが、武具については大きな違いがあり、突き槍と投げ槍の他には何も求められなかった。第五階

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)

級は規模が大きく、百人隊は30を数えた。彼らには投石器と投石用の石を運ぶ役割が与えられた。ここには角笛吹きと喇叭吹きからなる3つの百人隊も加わり、階級としては1万1000アスと評価されていた。残りはこれより資産評価の低い者たちであり、彼らから一つの百人隊が作られた。彼らは兵役免除であった。以上のように歩兵隊の編成と装備が決まると、騎兵については有力市民からなる12箇の百人隊を編成し、ロムルスが三隊の騎兵を創設した時につけた名前のままで呼ばれていた6箇の百人隊に新たに加えた。」(Liv. 1.43. 1-9)⁽⁴³⁾

トリブス(区)に属する市民たちは、戸口財産調査によって、財産を基準にして軍隊に動員しういくつかの等級に区別され、ケントゥリア(百人隊)として組織された⁽⁴⁴⁾。財産評価に従って騎士(貴族)と歩兵に分けられ、騎士は18ケントゥリア(百人隊)に編制された。歩兵はさらに財産評価に応じて5つの階級(クラシス)に区分され、裕福な第一階級は80ケントゥリアに、第二、三、四階級はいずれも20ケントゥリアに、第五階級は30ケントゥリアに編制した。この他工兵2ケントゥリア、器楽兵2ケントゥリア、財産がなく兵役につけない階級が1ケントゥリアあり、総計193ケントゥリアであった。ケントゥリアに組織された市民は、武器をもって市内にはいるのを禁じられていたので、ケントゥリア(百人隊)ごとに武装してローマ市郊外のマルスの野に集まり、集会を行った。そこでは国事の重要な事項や宣戦布告などの投票がおこなわれた⁽⁴⁵⁾。投票は、各ケントゥリアが一票をもって行われた。

「投票に順序を設けたのである。その結果、投票権を剥奪された者はだれ一人としていないように見えながら、実は、すべての権力は有力者の掌中に帰することとなった。というのは、投票に際して、最初に騎士が召喚され、次に第一階級の歩兵、すなわち八〇の百人隊が続いた。この段階で票が割れたときにはじめて(そういう事態は稀であった)第二階級が呼ばれるのである。これより下の階級に投票が移り、最下級の順番が訪れることはまずなかった。」(Liv. 1.43.10-13)⁽⁴⁶⁾

つまり、騎士が18票、重装歩兵で出陣する富裕農民よりなる第一階級が80票、合計で98票となり、これだけで193票の過半を制したから、貴族と平民上層が国政を動かしていたことを示している。この集まりが後にケントゥリア会(兵員会 *comitia centuriata*)と呼ばれ、共和政ローマ時代の民会の一つとな

る⁽⁴⁷⁾のである。トリブスの下にあるこのケントゥリア（百人隊）は市民団の基幹区分となり、その所属者を軍隊で勤務させるための基礎となった。おそらく一投票ケントゥリアから少なくとも100名を軍隊に出す義務があった。軍事義務は当然のことながら富裕層が重い。その軍事的重要性と投票権をリンクさせ、「すべての権力は有力者の掌中に帰する」ことが、その狙いであったのであろう。

このようなリウィウスによって説明されているケントゥリア制に関しては、その時間的矛盾がすでに指摘されている。ここでは歴史家マイヤーの説をそのまま紹介しよう。

「第一に、この制度の構成は甚だ複雑で、非常に古い制度ではありえない。第二に、騎兵1800名を含む193ケントゥリアというのは、王政期のローマがとうてい持てないような大人口を前提としている。そして最後に、ローマは前3世紀初めに至ってようやく貨幣鑄造に入ったから、伝えにいう〔財産評価額の〕の数値は別としても、そもそも貨幣額によって財産評価の等級をきめることがやっと可能になったのである」⁽⁴⁸⁾。

しかしながら、フランスの歴史考古学者アレクサンドル・グランダッジによれば、市民団の「再編成が歴史的事実であったことはいまや衆目の一致するところである」⁽⁴⁹⁾という。とすれば、リウィウスが詳細に書いているような財産評価と階級（クラシス）制にもとづくケントゥリア制は共和政期の産物であるにしても、血縁的原理にもとづくトリブス-クリア制から地縁的な原理にもとづくトリブス制へと市民団へと再編されたという大枠は、おそらく歴史的事実であろう。すでに述べたように、ローマが直面してきていた軍事的要請に応えるには、そして、武装自弁の市民軍の伝統のあるローマにおいては、クリアから排除されていた大量の自由民を市民団の中に編入することは切実かつ重要な課題であったからである。セルウィウス王の改革によって確立された「地縁的」原理による市民団の編成は、それまでの「血縁的」トリブスと違い、各トリブスの拡張やトリブス数自体の増加によって論理的にどこまでも市民団を拡大させることができるシステムであったからである。この制度は共和政期にも

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)

維持され、市民団の拡大に実践的にも対応していくのである⁽⁵⁰⁾。

もちろん、このような地縁的原理と財産評価を基礎として新たに都市を再編するというセルウィウス王の改革は、氏族制貴族の反対を誘発せざるをえなかった。セルウィウス王を殺し王位についた、ローマ最後の王ルキウス・タルクィニウス・スペルブス(傲慢王)は、兵役だけでなくユピテル神殿の工事や「競技場の観覧席を作る工事と、ローマのすべての汚物を流す大下水溝を地下に通す工事」(Liv. 1.55. 2)⁽⁵¹⁾の労役に平民を動員し、彼らを苦しめた。王政の打倒を叫ぶ貴族(パトリキ)のブルトゥスは、「タルクィニウス王自身の傲慢と、下水溝作りに動員されて疲弊する平民の辛酸」(Liv. 1.59. 9)⁽⁵²⁾を市民に訴えた。「彼の言葉に突き動かされた民衆は、王の命令権を否定し、ルキウス・タルクィニウスおよびその妻子の国外追放を決議した」(Liv. 1.59. 11)⁽⁵³⁾のである。

王制の崩壊へと至る動きは、おそらく平民の兵役や労役の負担への不満を利用した貴族(パトリキ)の唆(そそのか)しによって起ったものである。それゆえ、この王政と交替した共和政は、共和政成立後の身分闘争からも明らかのように少数の貴族(パトリキ)の専有物となるのである⁽⁵⁴⁾。

2 共和政ローマと市民

2.1 身分闘争

紀元前509年、貴族(パトリキ)たちは、最後の王を追放してローマを共和政にした。王政打倒を主導した貴族(パトリキ)は、自分たち以外の市民を平民層(プレブス)とし、かれらを政治から遠ざけ、政治権力を彼らだけで独占し、世襲貴族を形成しようとした。それゆえ共和政樹立直後から貴族と平民の対立が激化した⁽⁵⁵⁾。

紀元前494年、貴族(パトリキ)の圧制に不満を抱く平民層(プレブス)が、新都市建設のためローマ近郊の聖山に立てこもった。元老院は妥協し、平民二人からなる護民官が設置され、かれらの「身体不可侵」権と、「コーンスルに對抗して平民を擁護するための特権」(Liv. 2.33. 1)⁽⁵⁶⁾、すなわち元老院の決議

やコンスル（執政官）をはじめとする公職者の決定に対して拒否権を行使すること⁽⁵⁷⁾が許された。貴族が譲歩したのは、外敵の攻撃に弱い地点に位置するローマにとって、ローマ軍団の中核をなす平民層（プレブス）の「市外退去」（セケッシオ *secessio*）は、市民軍の存立を危うくするものであった⁽⁵⁸⁾からであった。

負債を抱えていた平民は債権者の貴族（パトリキ）との訴訟にさらされていたが、その訴訟はほとんどが貴族（パトリキ）の権益擁護に終わっていた。貴族が慣習法の知識を独占し悪用していると考えた平民は、裁きの公正さを求めて法の明文化と公開を求めて戦った。紀元前 450 年に十表の成文法（翌年、二表追加）が制定されるに至った。最初のローマの法典、十二表法（*Lex duodecim tabularum*）である。一連の闘争の主要な担い手は有産平民層であった。彼らは、軍の主力として従軍し、集中的に戦争の災厄を蒙るだけに、債務問題から無産者に転落する危険を切実に感じ、すでに進行している負債問題の解決を強く求めたのである。負債による無産者の増加が市民団の防衛力低下を招き、市民団の存立を危うくすることは、貴族も認めるところであったので、平民の法明文化の要求を受け入れたのである⁽⁵⁹⁾。この十二表法の制定によって、貴族（パトリキ）と平民（プレブス）とは、市民権保有者として法の前に平等な市民団が形成されたのであるが、貴族は、追加二表によって平民との通婚の禁止の規定を盛り込んだ⁽⁶⁰⁾。しかし、紀元前 445 年には、護民官の一人カヌレイウスの提案によって貴族と平民との間の通婚権が認められた⁽⁶¹⁾のである。

紀元前 400 年ごろ、ケルト人がアルプスの峠道を越えてイタリアにあいついで寄せる波浪のようにどっと殺到した⁽⁶²⁾。紀元前 387 年、ローマは思いもかけぬ大災厄にみまわれた。ローマ人は全兵力をくりだして市の北方でケルト系のガリア人を迎え撃ったが、はじめて接した異民族の長剣の前に大敗北を喫し、カピトルの丘をのぞく全市が掠奪されて焼かれた⁽⁶³⁾。ローマはガリア人による掠奪後の窮乏の中で城壁修築や続発的戦争を行わなければならない、いきおい平民に過重な負担（公課・軍役）がのしかかり、負債や土地に関する古くからの問題が深刻化した。「暴力と平民の悲惨さが日を追って増大し」債務の「返済を強いられ」（*Liv. 6.34. 1*）⁽⁶⁴⁾ても、「家財からは与えるものが何もなかつ

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)

なので、判決をうけ〔債務者への〕帰属が宣言された者たちは、評判と身体で債権者を満足」(Liv. 6.34. 2)⁽⁶⁵⁾させるしかないような状況であった。かかる状況は、貴族・平民両層間の社会対立を再燃させずにはおこななかった⁽⁶⁶⁾。紀元前 377 年、護民官ガイウス＝リキニウス Gaius Licinius, ルキウス＝セクスティウス Lucius Sextius による平民に対する救済案が拒否されたのを契機に、10 年におよぶ身分闘争が起った⁽⁶⁷⁾。

紀元前 367 年、それまで護民官として苦闘をつづけたリキニウスとセクスティウスの二人の提案により、劃期的な法案が成立した。ローマ身分闘争史上の画期をなすと言われるリキニウス＝セクスティウス法 (Leges Licinia-Sextiae) である。平民の借財問題については借財の切り捨てではないが、債務者に有利な返済方法を定めた。貴族(パトリキ)による共有地の占有については、だれも 500 ユゲラ (約 125 ヘクタール) 以上を占有してはならぬとし、そこに放牧する牛、馬、羊の頭数までも制限した⁽⁶⁸⁾のである。そして、この法によってこれ以後二人のコンスルのうちの一人は必ず平民たることとされ、平民に最高の政務官への道が開かれたのであった。しかし実際にコンスルに就任したのは平民の最上層の家柄に限られ、これ以後は旧来の貴族ではなく、コンスルを出す平民の最上層と貴族から成る名門 (ノビリス) という新しい支配層が共和政末期までローマの政治を支配したのである。

ローマ人は、人身の自由をもっていたが、身分闘争前には上流層 (有力者層) つまり貴族 (パトリキ) に比べて私法的に低い地位にあり、實際上政治的権利も与えられていなかった⁽⁶⁹⁾が、かかる身分闘争によって平民は貴族の譲歩を勝ち取り、私法的にも公法的にも平等な権利を勝ち取っていったのである。貴族が譲歩し続けたのは、この時期の近隣諸種族との戦争のゆえであった。ゴールドワーシーによれば、「ローマの軍団の起源は市民軍」⁽⁷⁰⁾なのであり、貴族だけでなく、武装を自弁する財力を有した独立自営農民もそうであった。平民は、「コミュニティを防衛するために戦うという義務をはたすことを通じて、都市における政治権力を獲得し、拡大させていった」⁽⁷¹⁾のである。

貴族と平民の身分闘争は、紀元前 287 年の独裁官ホルテンシウスによるホル

テンシウス法 (Lex Hortensia) の制定によって終わりを告げた。この法律によって、平民会の議決は、元老院の承認を経ずとも直ちに法律となる⁽⁷²⁾ ことになり、貴族と平民の法制上の不平等は消滅した。この法律で、平民は投票権だけでなく、執政官になる被選挙権さえ得たのである。

2.2 市民権概念の成立と市民権付与政策

ローマが、ローマ人以外に市民権を付与し、新市民を創設したのは、紀元前 387 年のガリア人によるローマの掠奪の後に、近隣のウルクス族との戦いの最中のことであった。リウィウスによれば、「一連の戦争でローマ人のもとに逃れていたウェイイ人とカペナ人とファレリイ人が市民団の一員として受け入れられ、土地がこれらの新市民に分与された」(Liv. 6.4.4)⁽⁷³⁾ のである。弓削達氏は、これは、土地を割当て「かれらにローマ市民権を与え、ローマ市民共同体に入れた」ということであり、「こういった施策は、この時の例外なのではなく、その後の数百年の歴史においてさまざまな機会に種々な形で継承・発展させられてゆき、ついに紀元 212 年におけるローマ市民権の一般的付与令すなわちアントニーヌス勅法 (Constitutio Antoniniana) に至る」⁽⁷⁴⁾ と述べている。

これは、難民に対して、ある意味、個々に市民権を付与した例であるが、「ラテン人コミュニティ」を「まるごと市民団に吸収」⁽⁷⁵⁾ するような形で市民権を付与したのが、紀元前 353 年に征服したエトルリア人の都市カエレに対してである。ローマは、都市カエレに対して「選挙権を伴わぬローマ市民権」(キーヴィタース・シネ・スフラギオー) を付与し、同盟関係を結んだ。これが、同盟政策の一環としてのローマの市民権政策の「最初の実例」⁽⁷⁶⁾ なのである。ブライケンもラテン戦争直前のエトルリア人の都市カエレの「ローマ市民団への編入が、『市民権』の観念を作り出したという可能性がある」⁽⁷⁷⁾ と述べている。すなわち、カエレの住民は、ある程度独立性を維持し、「選挙権を伴わぬローマ市民権」(不完全市民権) という形でローマ人としての政治的諸権利の享受を明示的に拒否されつつ、ローマ人の国家に編入されたのである。

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)

ブライケンによれば、他の諸国民に与えることができるような「市民権」という概念が生じるには、その内容が抽象化されていることが必要なのである。このような市民権の抽象化に与って力があつたのが、すでに述べた個々人の政治的意識を鋭くさせた身分闘争だったのである。ローマ市民とりわけ貴族がもつ私法的・政治的諸権利は、その身分に付属する固有の権利なのであり、「ローマ国家という団体を構成するかれら自身から切り離すことのできるような抽象的な権利」とは考えられないものであつた。つまり、社会的・政治的な流動性がなく、個々の権利を特定の間人と結びつけずに抽象的にとらえ、私法的・政治的権利や政治的資格、成員権などをひとまとめに市民権として括ることは、そもそも不可能であつたので、「市民権」という考え方が出てこなかつたのである。それを可能にしたのは、国内の政治的闘争が「市民であることの意味」を意識させてからのことであり、「個人の政治的意識を鋭くさせた身分闘争が『市民権』という抽象的概念成立の前提となつた」⁽⁷⁸⁾のである。

紀元前340年に始まるラチウム同盟都市との全面戦争(前340—338年)は、ローマによる「ラティウム統一」を結果したと言われるが、それは、その後のローマの拡大の基礎をなすものであつた。ローマは、戦つたラチウム都市から領域の一部を割取るだけで、従来の独立と自治を認め、これらの都市にローマ市民権を与えた。ローマは征服した都市の確実な支配のために、それらの都市の市民にローマ市民権を与え、「市民権所有の平等という市民団の原則を援用して」ローマの市民団の中に組み込んだのである。ローマ市民権を付与されたラチウム都市の市民は自分の所属する都市とローマとの二重市民権を有することになったが、それは、彼らに負担を倍増させることでもあつた。有事の際には「自動的にローマ市民としての負担(ムヌス *munus*, 軍資, 兵士, 資材の提供)を負う」⁽⁷⁹⁾ことになったからである。アリキア, トゥスクルムなどのラテン市に対しては通婚権・通商権, そして民会での投票権をもつローマの完全市民権を付与した。これは理論的擬制ではなく、現実にローマの民会(トリブス会)で投票権を行使することができたのである。ウォルスキ, カンパニなどの非ラテン系の部族や都市には、通婚権や通商権は有するが投票権は持たない不完全

市民権を付与し、ローマ市民団への「政治的権利なき市民としての被征服民の編入」⁽⁸⁰⁾を行ったのである。こうしてローマは、市民権を各都市や部族に付与するという政策によって、各都市・部族の独立と自治だけでなく、ローマ市自身の都市国家機構に手を加えることなく、一種の支配関係を作り出した⁽⁸¹⁾のである。

これらの不完全市民権を付与された諸都市の不満が、紀元前91年から87年まで続く同盟市戦争になった。この戦争は、ポー川以南の全イタリア諸都市に対してローマの完全市民権を付与することによってようやく鎮静化した。これ以降、イタリア人はすべてローマ市民となり、ここに旧来の都市国家としてのローマは形態上終わりを告げた。ローマは、征服した都市や植民都市の住民に、ローマ市民権とそれぞれの都市の市民権という二重の市民権を許容した⁽⁸²⁾のである。

ローマは、解放奴隷にも市民権を付与した。自由民となった元奴隷には不完全市民権が与えられたが、解放奴隷の息子はローマの完全市民権を得ることができた⁽⁸³⁾のである。奴隷は解放によってローマ市民となったが、この解放奴隷（リーベルトゥス）は社会的に蔑視されただけでなく、法的にも低い地位にあった。解放奴隷の子は自由人として生まれた者であるから、その代になってはじめて完全に市民として認められたが、それでも奴隷の血を引くということが、人間関係において汚点としてつきまとった。ローマ人が解放奴隷を市民の中に受け入れたのは、かれらが奴隷に対する寛大な態度を生来身につけていたからではなく、ローマ人の家構造のもたらす一つの帰結であった。奴隷は解放とともに、元来は政治的に無権利で、私法的にも貴族たる家長やその実子たちより地位の低い庇護民（クリエンス）のグループに入ったのである。身分の分化が進んでおらず、氏族制的な人的結合団体を基礎としていた初期の社会にあっては、解放奴隷の属すべき場所は他になかったからである。身分闘争によって庇護者層であった平民が法的にも平等で政治的に同権の市民となった時に、解放奴隷もこの恩恵に浴することになった⁽⁸⁴⁾。これら解放奴隷は、おそらく「最下級の市民として」、「土地のない市民と一緒に、都市（トリプス）区

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)へ登録された」⁽⁸⁵⁾のである。

結びに代えて

軍団はローマ軍の主体であり、入隊にはローマ市民権を持つ者であることが必要条件であった。さらに財産による条件が設けられていて、軍団の中核をなしたのは武装が自弁できる中小農民であった。武器を自弁できない貧困市民は軍団勤務から除外されていて、この「軍団勤務のための資格財産を持たない者がプロレタリアイと呼ばれ」⁽⁸⁶⁾ていた。このような市民軍の伝統をもつローマにとって、債務と土地問題は、大きな問題であり、それが国内の政治闘争の原因であり、身分闘争によって私法的・政治的権利の平等を獲得する動因ともなったのである。

身分闘争の終結とともに平民の政治的エネルギーは枯渇し、ローマの度重なる征服戦争の中で、軍団の中核をなした多くの中小土地農民は没落し、彼らは無産者に落としこまれた。ローマの征服が進むと、有力者たちはローマ人民の公有地となった征服地を占有し、自分のものとしていった。リキニウス・セクスティウス法などによる、こういった傾向に歯止めをかけようとする試みも、十分な効果をあげることはできなかった。征服がイタリアの外におよび莫大な富が流入してくるにつれ、土地集中の傾向はますます激しくなった。外地でふところを増やした有力者たちは、イタリアの小農民の土地をも自分の所領に兼併していったのである。このような土地集中の傾向に対して、小農民は太刀打ちできなかった⁽⁸⁷⁾。彼らは度重なる戦争に駆り出され、経済力を弱められていたのである。当然のことながらそれはローマの軍事力の低下を招いていた。護民官になったグラックス兄弟(兄ティベリウスは紀元前133年、弟ガイウスは紀元前123年)は、この問題に対処しようとして没落した無産市民に土地を再配分し農民層を再建しようとしたが、いずれも反対派によって殺され、失敗した⁽⁸⁸⁾。グラックス兄弟の改革運動が全体として失敗に帰して後は、このような流れに対する歯止めがなくなり、大土地所有は、イタリアの大きな部分を

その手中におさめることになった。

ローマの拡大によりいっそう多くの兵士が必要となるにつれて、その資格財産額はしだいに引き下げられた。紀元前107年にコンスルとなったマリウスは、兵制改革を行い、プロレタリア（無産市民）をも徴兵の対象とし、それを志願兵として採用することにしたのである。プロレタリアよりなる軍団は、将軍によって武装を整えられ養われたのであり、退役後の土地と戦利品の分配をあてにしていた。「軍団はプロレタリアで構成されるようになり、軍団兵は職業軍人と化した」⁽⁸⁹⁾のである。やがて、プロレタリアの志願兵が、従来の兵役義務を負う市民からの召集兵よりも重要性を増し、将軍と募兵の間には保護者と被保護民の関係が生じた。ここにローマの軍隊は、ローマのために戦う市民軍から将軍「個人の庇護関係と支持勢力とで」作られた将軍の「私兵軍」⁽⁹⁰⁾へと変質したのである。

共和政末期には、将軍たちの政争は、このような私兵を使った軍事的対決へと発展した。この時期は国内の内乱状態にもかかわらずローマの領域が著しく拡大したが、それは、将軍たちが国内の政争を闘うために、軍隊と富と名声を求めて対外戦争を積極的に進めたためである⁽⁹¹⁾。アウグストゥスが、将軍を頂点とする複数の主従関係のピラミッドを一つのピラミッドにまとめ、この内乱を終結させた際、すべての軍隊は、皇帝の所有物となったのである⁽⁹²⁾。

紀元212年、アントニヌス＝カラカラ帝が、ローマ帝国の全自由人にローマ市民権を付与することを決めた。アントニヌスの勅令である⁽⁹³⁾。それは、市民権所有者として法の下での平等と自由を享受し自治を行っていたローマ市民が、自らの政治的活動の舞台であった都市を喪失し、ローマという広大な帝国のもとでまさに皇帝の「臣民」になったことを象徴するものでもあった。

注

- (1) J・ブライケン『ローマの共和政』（村上淳一・石井紫郎訳、山川出版社、1984年）、14頁参照。
- (2) 前掲書、10頁。

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)

- (3) 坂口明「ローマの農業」弓削達編『地中海世界』(有斐閣新書, 1979年), 148頁。
- (4) Livy, *The Early History of Rome Books 1-V of The History of Rome from Its Foundations* (Translated by Aubrey de Selincourt With an Introduction by R. M. Ogilvie and a Preface and Additional Material by S. P. Oakley. Penguin Books, 2002), p. 32. リウィウス(岩谷智訳)『ローマ建国以来の歴史 1 伝承から歴史へ(1)』(京都大学学術出版会, 2008年), 10頁。
- (5) Ibid., p. 40. 前掲書, 24頁。
- (6) バーナード・クリック『デモクラシー』(添谷育志・金田耕一訳解説, 岩波書店, 2004年), 53頁。
- (7) Livy, *op. cit.*, p. 37. リウィウス, 前掲書, 20頁。
- (8) Ibid., p. 39. 前掲書, 24頁。
- (9) Ibid., p. 46. 前掲書, 36頁。
- (10) 「ロムルス」(太田秀通訳)プルタルコス『プルタルコス英雄伝 中』(村川堅太郎編, 筑摩書房, ちくま文庫, 1987年), 230頁。
- (11) E・マイヤー『ローマ人の国家と国家思想』(鈴木一州訳, 岩波書店, 1978年), 19頁参照。
- (12) モムゼン『ローマの歴史 I』(長谷川博隆訳, 名古屋大学出版会, 2005年), 38頁。
- (13) 前掲書, 59頁。
- (14) マックス・ウェーバー『古代社会経済史』((上原専禄・増田四郎監修, 渡辺金一・弓削達訳, 東洋経済新報社, 1963年), 362頁。
- (15) 砂田徹『共和政ローマとトリブス制—拡大する市民団の編成—』(北海道大学出版会, 2006年), 23頁。
- (16) ウェーバー『古代社会経済史』, 363頁。
- (17) 前掲書, 同頁。
- (18) マイヤー E・マイヤー『ローマ人の国家と国家思想』(鈴木一州訳, 岩波書店, 1978年), 20頁。
- (19) 「ロムルス」, 前掲書, 215頁。
- (20) Cf., Adrian Goldsworthy, *Roman Warfare* (Cassell, 2000, 2002 (paperback edition)), p.27. 『図説 古代ローマの戦い』(遠藤利国訳, 東洋書林, 2003年), 12頁参照。
- (21) モムゼン, 前掲書, 63頁参照。
- (22) Livy, *op. cit.*, p. 40. リウィウス, 前掲書, 24頁。
- (23) Ibid., p. 39. 前掲書, 23頁。
- (24) アレクサンドル・グランダッジ『ローマの起源—神話と伝承, そして考古学』(北野徹訳, 白水社, 文庫クセジュ, 2006年), 124頁。
- (25) モムゼン, 前掲書, 57頁参照。
- (26) 前掲書, 65頁参照。
- (27) アレクサンドル・グランダッジ, 前掲書, 124頁。
- (28) Livy, *op. cit.*, p. 40. リウィウス, 前掲書, 24頁。

- (29) 「ロムルス」, 前掲書, 215 頁。
- (30) Cf., Livy, *op. cit.*, p. 40. リウィウス, 前掲書, 93 頁参照。
- (31) *Ibid.*, p. 83. 前掲書, 96 頁。
- (32) 砂田徹, 前掲書, 23 頁。
- (33) アレクサンドル・グランダッジ, 前掲書, 125 頁。
- (34) 砂田徹, 前掲書, 26 頁。
- (35) 前掲書, 26 頁参照。
- (36) 前掲書, 27 頁参照。
- (37) ウェーバー, 前掲書, 386 頁。
- (38) Cf., Adrian Goldsworthy, *op. cit.*, p. 33 邦訳, 20 頁参照。
- (39) ウェーバー, 前掲書, 386 頁。
- (40) 前掲書, 389 頁参照。
- (41) 前掲書, 390 頁参照。
- (42) Livy, *op. cit.*, p. 82. リウィウス, 前掲書, 93 頁。
- (43) *Ibid.*, pp. 82-83. 前掲書, 94 頁。
- (44) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ『ローマ共和政』(高田邦彦・石川勝二訳, 文庫クセジュ, 白水社, 1969 年), 21 頁参照。
- (45) Cf., Adrian Goldsworthy, *op. cit.*, p. 35. 邦訳, 22-23 頁参照。
- (46) Livy, *op. cit.*, p. 83. リウィウス, 前掲書, 95 頁。
- (47) E・マイヤー, 前掲書, 38 頁。
- (48) 前掲書, 40-41 頁。
- (49) アレクサンドル・グランダッジ, 127 頁参照。
- (50) 砂田徹, 前掲書, 32 頁。
- (51) Livy, *op. cit.*, p. 98. リウィウス, 前掲書, 116 頁。
- (52) *Ibid.*, p. 103. 前掲書, 124 頁。
- (53) *Ibid.*, 前掲書, 125 頁。
- (54) アレクサンドル・グランダッジ, 前掲書, 128 頁。
- (55) 長谷川岳男「ローマ小史」長谷川岳男・樋脇博敏『古代ローマを知る事典』(東京堂出版, 2004 年), 96 頁参照。
- (56) Livy, *op. cit.*, p. 146. リウィウス, 前掲書, 188 頁。
- (57) Cf., Alexander Jakobson, “Popular Power in the Roman Republic” in *A Companion to the Roman Republic*, (edited by Nathan Rosenstein and Robert Morstein-Marx, Blackwell Publishing, 2006). P. 392.
- (58) 鈴木一州「ローマ共和政の成立と発展」『岩波講座 世界歴史 2 古代 2 地中海世界 II』(岩波書店, 1973 年), 124 頁。
- (59) 前掲書, 125 頁参照。
- (60) ブライケン, 前掲書, 190 頁参照。
- (61) 吉野悟『ローマ法とその社会』(近藤出版社, 1976 年), 26 頁参照。
- (62) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ, 前掲書, 52 頁。

古代ローマにおける「市民」と「市民権」(的射場)

- (63) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀『ギリシア・ローマの盛衰 古典古代の市民たち』(講談社学術文庫, 1993年), 140頁。
- (64) リウィウス『ローマ建国以来の歴史3 イタリア半島の征服(1)』(毛利晶訳, 京都大学出版会, 2008年), 73頁。
- (65) 前掲書, 同頁。
- (66) アンドレ・クレリシ/アントワーン・オリヴジ, 前掲書, 53頁。
- (67) 鈴木一州, 前掲書, 135頁参照。
- (68) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀, 前掲書, 141頁。
- (69) ブライケン, 14頁。
- (70) Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, p.27. 邦訳, 12頁。
- (71) *Ibid.*, p. 34. 前掲書, 21頁。
- (72) 前掲書, 26頁参照。
- (73) リウィウス『ローマ建国以来の歴史3 イタリア半島の征服(1)』, 12頁。
- (74) 弓削達『地中海世界とローマ帝国』(岩波書店, 1977年), 55頁。
- (75) Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, p.40. 前掲書, 30頁。
- (76) アンドレ・クレリシ/アントワーン・オリヴジ, 前掲書, 57頁。
- (77) ブライケン, 前掲書, 15頁。
- (78) 前掲書, 同頁。
- (79) 鈴木一州, 前掲書, 138頁。
- (80) ブライケン, 前掲書, 211-212頁参照。
- (81) 鈴木一州, 前掲書, 138頁。
- (82) 前掲書, 138頁参照。
- (83) 吉野悟, 前掲書, 33-34頁参照。
- (84) ブライケン, 13頁。
- (85) 吉野悟, 前掲書, 32頁。
- (86) 市川雅俊「ローマの軍隊」弓削達編『地中海世界』(有斐閣新書, 1979年), 167頁。
- (87) 坂口明, 前掲書, 149頁。
- (88) Cf., John Serrati, “Warfare and the State” in *The Cambridge History of Greek and Roman Warfare Volume 1: Greece, the Hellenistic World and the Rise of Rome*, ed. by Philip Savin, Hanx Van Wees and Michael Whitby, (Cambridge University Press, 2007), p.496.
- (89) 市川雅俊, 前掲書, 167頁。
- (90) E. マイヤー, 前掲書, 278頁。
- (91) Cf., Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, pp.106-109. 邦訳, 116-120頁。
- (92) 市川雅俊, 前掲書, 166頁。
- (93) 吉野悟, 前掲書, 32頁参照。